

## 改善したトルコの直接投資環境

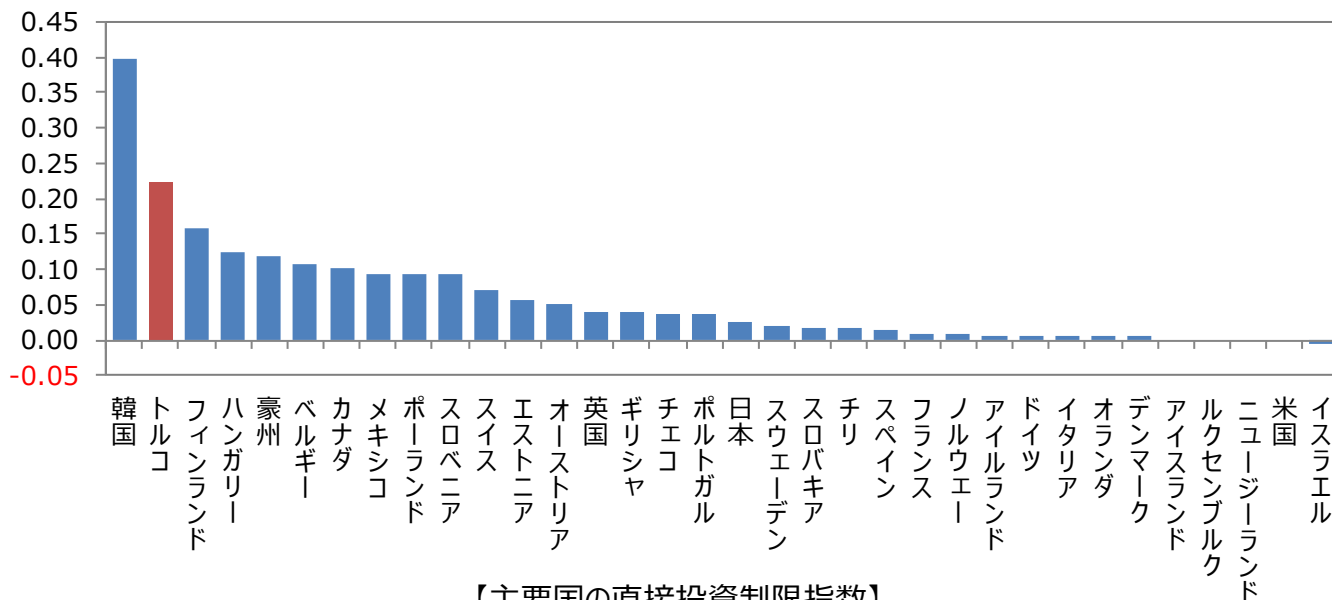
トルコでは海外からの直接投資に対する規制の緩和が進展しています。OECD（経済協力開発機構）が公表したデータによると1997年から2016年のOECD加盟国における直接投資制限指数の改善度合いは韓国が0.397ポイントでトップとなり、2位はトルコの0.224ポイント、3位はフィンランドの0.159ポイントとなりました。

トルコは欧州とロシア、中東・西アジア、北アフリカの中心に位置する地理的優位性が功を奏して多くの外国企業に各地域向けの製造・輸出拠点として活用されています。トルコ政府が輸出の増加につながる対内直接投資の規制緩和を行った結果、1997年に0.200ポイントあった製造業の直接投資制限指数は2016年には0ポイントに低下しました。

また、トルコ政府は2016年7月に発生したクーデター未遂事件以降の治安の悪化を背景とした直接投資の落ち込みに対して、法人税減税などの従来の投資インセンティブを拡充するとともに技術移転を促す大型案件については新たにエネルギー支出の補填などの「スーパーインセンティブ」と呼ばれる投資奨励策を導入しています。

この様な中、トルコの白物家電関連メーカー15社の代表団は9月24日～29日にトルコ経済省の支援するプロジェクトのもとで更なる輸出の増加を目指して南アフリカのケープタウンとダーバンの白物家電施設を訪問して企業の幹部らと会談しました。こうした政府による国際競争力発展支援への取り組みはトルコ株式やリラの魅力を高める要因になると考えられます。

【1997年から2016年のOECD加盟国の直接投資制限指数の改善度合い】



【主要国の直接投資制限指数】

	1997年	2016年		1997年	2016年		1997年	2016年
韓国	0.532pts	0.135pts	豪州	0.266pts	0.146pts	英国	0.081pts	0.040pts
トルコ	0.283pts	0.059pts	メキシコ	0.287pts	0.193pts	日本	0.079pts	0.052pts
フィンランド	0.178pts	0.019pts	ポーランド	0.165pts	0.072pts	ドイツ	0.030pts	0.023pts
ハンガリー	0.154pts	0.029pts	スイス	0.154pts	0.083pts	米国	0.089pts	0.089pts

直接投資制限指数は①外国資本規制、②審査・事前承認の要求、③重要人事に関するルール、④その他の4項目から計測され、1ポイントに近ければ規制が強く0ポイントに近ければ規制が緩いことを示します。

出所：OECD『FDI Regulatory Restrictiveness Index』より作成  
OECD加盟国は2016年7月加盟のラトビアを除く34か国ベース

## [投資信託をお申込みに際しての留意事項]

### | 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。  
また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

### | 投資信託に係る費用について

[ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。]

購入時に直接ご負担いただく費用	購入時手数料 上限3.78%（税込み）
換金時に直接ご負担いただく費用	信託財産留保金 上限0.7%
投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用	信託報酬 上限2.052%（税込み）
その他の費用等	上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。 「その他の費用等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 交付目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく交付目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号  
加入協会／一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により情報提供を目的として作成された資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。
- ◆投資信託は、主として値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。
- ◆当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申込みに関する決定は、お客さま自身でご判断ください。